

ICT を活用した家庭学習支援タブレット導入に関する  
公募型プロポーザル実施要項

令和2年5月

古賀市教育委員会

# ICT を活用した家庭学習支援タブレット導入に関する

## 公募型プロポーザル実施要項

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響に伴う多様な教育機会の一つとして、特に義務教育の最終年である中学校3年生に対する ICT 活用型の学習支援を提供し、基礎的・基本的な学力の定着や自主学習の定着を目的に、審査委員会による審査を行います。

### 2 目的

古賀市の中学校3年生の生徒と、その指導教員を対象に ICT を活用した家庭学習支援タブレット端末を導入するにあたり、指導教員や生徒がその効果を十分得られるように、質の高い学習用ソフトや web 会議システムなどを選定し、生徒の家庭学習などを支援することを目的とします。

#### (1) タブレット端末利用のための整備

- ・タブレット端末の調達と端末の設定作業
- ・モバイル端末管理サービスの設定と導入
- ・授業支援アプリの提供
- ・学校教員向けの研修の企画及び実施／タブレット端末導入後のサポート

#### (2) 納入場所

学校名	住所	電話番号
古賀中学校	古賀市久保107番地	092-942-6871
古賀北中学校	古賀市千鳥4丁目4番1号	092-943-4550
古賀東中学校	古賀市筵内564番地1	092-944-3557

#### 納入台数

学校名	教師用タブレット	生徒用タブレット	モバイルルーター	Wi-Fi ルーター
古賀中学校	17台	213台	14台	271台
古賀北中学校	14台	193台	11台	
古賀東中学校	10台	134台	7台	
合計	41台	540台	32台	271台

\* Wi-Fi ルーターについては、現在、貸出対象者数の調査中であり、仕様数量を大きく下回る場合は、見積予算の範囲内で、事業目的効果向上のための提案を別途受けるものとする。

(3) 業務内容

別添 仕様書のとおり

- ・ICT を活用した家庭学習支援タブレット導入に関する仕様書
- ・オンライン学習サービス利用許諾契約に関する仕様書

(4) 契約日・納入期限

契約日：令和2年6月上旬

納入期限：令和2年7月15日（水）（納入機器等の搬入・調整作業を終了）

(5) 提案上限額： 23, 568千円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

\*上記金額は、契約時の予定価格を示すものではない。また、見積書を提出する場合には、提案上限額を超えてはならない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の参加資格要件を全て満たすこととする。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者としては取り扱わないものとする。

- (1) 古賀市一般（指名）入札参加資格に関する規定（平成9年4月告示第27号）第3条に規定する2019・2020年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿「物品・役務」に登録されているものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で次の各号にも該当しないものであること。
- (3) 本市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間で無いこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続き開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限内になされている場合はこの限りではない。
- (5) 暴力団に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 過去において、地方自治体への支援実績を有している者であること。
- (7) 本事業を遂行のために必要な者を従事させることができる者であること。
- (8) 個別学習時間や一斉休校中における活用事例を有している者であること。

#### 4 スケジュール

実施のスケジュール以下のとおりとする。

項目	日時
プロポーザルの公表	令和2年5月18日(月)
参加申込書提出期間	令和2年5月18日(月)から 令和2年5月21日(木)12時まで
質問書受付期間	令和2年5月18日(月)から 令和2年5月22日(金)17時まで
質問回答日	令和2年5月25日(月)
企画提案書等提出期間	令和2年5月18日(月)から 令和2年5月27日(水)17時まで
審査委員会	令和2年5月28日(木)
結果通知	令和2年5月29日(金)まで
受注候補者選定結果通知	令和2年5月29日(金)まで
契約締結	令和2年6月上旬

\*新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面プレゼンテーションを行わないため、提出する資料は分かりやすい工夫をして提案を行うこと。また、不明な点等があった場合には電話等により回答を求めるとして審査委員会開催日の5月28日(木)は質疑に対応可能な連絡先を記載すること。

#### 5 企画提案書等の提出

提出資料及び提出部数

次の①から⑤の書類全てを提出すること。

	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
①	参加申込書	様式第1号	1部	8部
②	会社概要書	様式第2号	1部	8部
③	業務実績書	様式第3号	1部	8部
④	企画提案書	様式第4号	1部	8部
⑤	見積書(積算内訳・根拠含む)	任意様式	1部	8部
⑥	質問書(必要な場合のみ)	様式第5号	1部	8部

## 6 提出方法等

### (1) 関係書類の配布期間

令和2年5月18日（月）から

### (2) 配布方法

本プロポーザルに関する様式は、古賀市公式ホームページからダウンロードすること。  
ホームページ <http://www.city.koga.fukuoka.jp>

### (3) 関係書類の提出期間

- ・参加申込書：令和2年5月18日（月）から令和2年5月21日（木）12時まで
- ・企画提案書等：令和2年5月18日（月）から令和2年5月27日（水）17時まで
- \* 提出期間内であれば、再提出及び差し替えは可能とする。

### (4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により古賀市教育委員会 学校教育課へ提出すること。

- ・持参の場合は、開庁日の9時から17時までの間に教育委員会 学校教育課窓口まで持参すること。
- ・郵便の場合は、令和2年5月27日（水）17時までに必着のこと。
- ・企画提案書等については、正本を1部、副本を8部提出すること。

## 7 質疑応答

### (1) 質疑に係る提出様式

質問書（様式第5号）

### (2) 質疑資格者

参加申込書を提出した者

### (3) 提出期間

令和2年5月18日（月）から令和2年5月22日（金）17時まで

### (4) 提出方法

電子メールによる

### (5) 提出先（古賀市教育委員会）

古賀市教育委員会 学校教育課 宮本

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

E-mail : [gkyoiku@city.koga.fukuoka.jp](mailto:gkyoiku@city.koga.fukuoka.jp)

電話：092-942-1130

### (6) 回答方法

回答は、全ての質問をとりまとめたうえで、参加申込書を提出したすべての者に対し、令和2年5月25日（月）までに電子メールにて行うものとする。

ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成を進める上で大きな影響を及ぼすと判断し

た場合は随時回答を行う。

## 8 受注候補者の選定手順

公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、提案内容、提案価格等の評価基準を元に総合的に評価・審査し受託候補者を選定し、随意契約を締結する。

提案については仕様の基準以上とし、指導教員が簡易に利用状況等を確認できるなどの管理や運用時のサポート面や、生徒が安全かつ適切に使用でき、興味を持って学習に組める提案を求める。また、納品時には全ての設定を終了し納品するものとする。

\*仕様にて納期を定めるが、これを上回り納品が可能な場合は評価する。

### (1) 書類審査

- ・書類審査は本市において定めた基準に基づき審査する。
- ・審査委員会は令和2年5月28日(木)に開催し、審査の結果は企画提案書等を提出したすべての者に対し、様式第1号に記載された担当者の電子メール宛てに令和2年5月29日(金)までに通知する。
- ・書類審査結果通知に記載した内容以外の質問には回答しないものとする。

### (2) 受注候補者選定結果通知

審査の結果については、担当者の電子メール宛てに令和2年5月29日(金)までに通知する。

## 9 契約に関する基本事項

### (1) 契約方法

審査の結果、本市において定めた評価基準に基づき書類審査の合計得点が最も高かった者を受注候補者とし、随意契約締結に向け交渉するものとする。ただし、合計得点が別に定める基準に満たなかった場合はその限りでない。

また、交渉の結果契約締結に至らなかった場合は、次点の者を受注候補者とする。

### (2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、受注候補者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

### (3) 契約保証金

契約締結にあたっては、古賀市財務規則(平成9年規則第20号)第118条第1項の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### (4) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、毎月の業務完了後適法な請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(5) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、古賀市個人情報保護条例（平成14年条例第23号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

10 参加事業者の失格

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要項で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 本実施要項で定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (6) 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

11 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 原則として提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的外の使用はしない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 参加を辞退する場合は、すみやかに古賀市教育委員会へ連絡すること。

12 問い合わせ先（書類提出先）

古賀市教育委員会 学校教育課 宮本

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

E-mail : gkyoiku@city.koga.fukuoka.jp

電話：092-942-1130